

令和6年度 教育委員会事務局機構改革の実施について

総合教育部 教育政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

社会や人々の価値観が多様化することにより、不登校児童生徒やいじめの増加、多様化する児童生徒への支援等、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化しており、さらなる学校教育の改善・充実が求められています。これらの様々な課題に的確に対応するとともに、より効率的で機能的な執行体制の確立を図るため、教育委員会事務局における機構改革を実施するものです。

2. 内容

いじめの未然防止及び早期解決や、不登校児童生徒への対応のための体制強化を図るとともに、支援教育の充実及び学校への安全指導に係る体制強化を図るため、学校教育部『児童生徒支援課』の所管業務を再編し、新たに『児童生徒課』及び『支援教育課』を設置します。また、教育委員会事務局の『室』をすべて廃止するとともに、新しい学校推進室は課組織に

改編します。

3. 実施時期

令和6年3月 関係規則等の改正

令和6年4月 定期人事異動に合わせて実施

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進3 持続可能な行財政運営を進めます




5. 関連法令・条例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第17条第2項）

令和6年度 教育委員会機構改革(案)

令和5年度	令和6年度(案)	備考
		<p>室組織を課組織に改編</p>

令和5年度			令和6年度(案)			備考		
						<p>室組織を廃止</p> <p>児童生徒支援課の所管業務を再編し、新たに2課を設置。 児童生徒課…教育相談、いじめ対策、不登校対策</p> <p>支援教育課…支援教育、安全指導</p> <p>室組織を廃止</p>		
2部	3室	9課	2部		11課			

 二重で囲んだ四角は、臨時組織を指しています。